## 【電気工事業の業務の適正化に関する法律】

令和6年度 単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①登録電気工事業者登録(第3条)	3	2	4	1	1	3	0	4	2	1	4	0	25
②電気工事業開始届出(第34条)	0	2	0	2	0	0	3	2	0	1	0	1	11
計	3	4	4	3	1	3	3	6	2	2	4	1	36

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①登録電気工事業者登録(第3条)	1	3	1	5	2	3							15
②電気工事業開始届出(第34条)	2	3	0	2	2	0							9
計	3	6	1	7	4	3	0	0	0	0	0	0	24